

# 雑誌投稿規定

## 1. 投稿の資格

本雑誌へ筆頭著者として投稿可能な者は、以下に掲げる者とする。

- 1) 本学の専任教員及び職員
- 2) 本学の非常勤講師及び臨地教授等
- 3) 本学の学生（研修生・研究生を含む）及び卒業生
- 4) 本学学術研究集会で発表した者
- 5) その他研究開発科委員会が適当と認めた者

なお、共著者については、このかぎりではない。

## 2. 原稿の種類

- 1) 原稿の種類は、総説・原著論文・研究ノート・資料・論説・その他のいずれかであり、原稿にそのいずれかを明記する。

【総説】 主題に関連した研究について多面的に内外の知見を集め、また文献レビューなどを行い、研究テーマについて総合的に学問的状况を概説し、考察したもの

【原著論文】 研究論文のうち、研究が独創的であり、新しい知見や理解が論理的に示されているもの

【研究ノート】 論文としては未整理であるが、研究として意義のあるもの

【資料】 調査・実践などで得られたもので、情報提供という観点から公表することに意義があるもの

【論説】 主題に関する理論の構築や展望、提言を示したもの

- 2) 本誌に発表する論文等は、いずれも発表あるいは投稿されていないものにかぎる。

## 3. 倫理的配慮

人および動物が対象である研究は、青森県立保健大学研究倫理委員会および動物実験委員会の決定を遵守し、倫理的に配慮し、その旨を本文中に明記する。

## 4. 投稿手続き

- 1) 投稿原稿は、青森県立保健大学地域連携推進課「研究開発科委員会」宛てに、3部（うち2部はコピーでもよい）提出する。
- 2) 最終原稿提出時には、本文をMS-DOSのテキストファイルで保存したフロッピーディスクあるいはCD-Rを提出する。

## 5. 原稿の受付および採否

- 1) 投稿原稿の受付期間は前もって委員会より通知する。また郵送による場合は、期限当日の消印有効とする。
- 2) 投稿原稿は研究推進・知的財産センター・研究開発科委員会が依頼した教員による査読を経て、採否を決定する。査読は原則として2回までとする。
- 3) 研究開発科委員会の判定により、原稿の修正、削除、加筆および原稿の種類の変更を著者に求めることがある。
- 4) 原稿の掲載順、印刷の様式は雑誌編集専門部会が決定する。
- 5) 本雑誌に掲載された論文等の著作権は青森県立保健大学に帰属する。また、その電子化についても了承したものとする。ただし、以下の権利は著者の手元に残るものとする。
  - a. 著者が自分の業績をまとめる際にその一部分として使用すること。
  - b. 著者が営利を目的とせずに行う複写。
  - c. その他、日本の著作権法に反しない利用。

## 6. 校正

著者による校正は初校のみとし、校正の際の加筆は原則として認めない。

## 7. 原稿執筆要項

- 1) 原稿は原則として、ワープロまたはパソコンで作成する。
- 2) 印字書式は、縦置き A4 用紙に横書き 1600 字（40 字×40 行）とする。
- 3) 投稿原稿は、図表・注を含み 12 枚以内とし、それを超える場合には、複数巻に分割掲載する場合がある。
- 4) 総説・原著論文・研究ノートには本文のほか、英文タイトル、英文要約、和文要約、およびキーワードを添付する。
  - ・英文要約は 200 語程度、和文要約は 400 字程度とする。
  - ・キーワードは日本語、英語各 5 語以内とし、要約の後に各々記載する。
  - ・著者名と所属名は英文表記もつける。
  - ・英文原稿の場合は、タイトル、著者名、所属名は和文表記もつける。
- 5) 外来語はカタカナで記載する。また、外国人名、日本語訳が定着していない学術用語などは原則として原綴で書く。
- 6) 図、表および写真は、図 1、表 1、写真 1 などの通し番号をつけ、本文とは別に一括し、本文原稿の右欄外にそれぞれ挿入希望位置を朱書きする。
- 7) 文献は、第 1 著者名にしたがって引用順に番号をつけ、本文中の引用部位に数字番号を小文字で肩書きする。

本文中に著者名を引用する場合、2 名の場合には併記し 3 名以上の場合は、“ら<sup>1)</sup>” “et al.<sup>2)</sup>” とする。

本文中の文献の上付き番号は 1) 2) 4)、1~3) とする。

- 8) 参考文献は、引用文献と別にする。
- 9) 文献の表記方法は下記にしたがって記載する。
  - ・雑誌  
著者名(可能な限り全著者を記載する)：論文名．誌名，巻（号），〇－〇（頁），発行年（西暦）．
  - ・単行本  
著者名（編者/翻訳者名）：書名．叢書名，版数（初版の場合は省略），〇－〇（頁），発行所，発行年（西暦）．

## 8. その他

- 1) 別刷は 30 部まで無料とし、これを超える分は著者の負担とする。
- 2) カラー印刷代ならびにトレースなどを要するものの実費は著者の負担とする。ただし、依頼原稿はこのかぎりではない。

## 附則

平成 11 年 5 月 6 日設定  
平成 14 年 2 月 13 日改訂  
平成 15 年 5 月 14 日改訂  
平成 17 年 11 月 9 日改訂  
平成 20 年 9 月 10 日改訂  
平成 22 年 12 月 22 日改訂